

改正 平成23年2月22日告示第35号
平成24年1月31日告示第28号
平成24年3月30日告示第92号
平成27年8月31日告示第196号
平成28年9月26日告示第253号
平成29年4月1日告示第104号
平成30年12月28日告示第250号
令和4年3月29日告示第37号

(趣旨)

第1条 この告示は、合併処理浄化槽の適正な維持管理を図るため、合併処理浄化槽を設置している者に対し、合併処理浄化槽維持管理費補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内において交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第2条第1号に規定するし尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率が90パーセント以上、かつ、放流水のBODが1リットルにつき20ミリグラム(日間平均値)以下の機能を有するとともに、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針(平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知)が適合される浄化槽にあつては、同指針に適合するものをいう。
- (2) 法定検査 法第11条に規定する水質に関する定期検査をいう。
- (3) 維持管理 法第10条第1項に規定する保守点検及び清掃並びに法定検査をいう。
- (4) 専用住宅 居住を目的とした建物をいう。

(補助対象区域)

第3条 補助対象区域は、農業集落排水処理区域又は漁業集落排水処理区域を除く三豊市全域とする。ただし、補助対象区域以外であっても市長が特に必要と認めたときは、補助金を交付することができる。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、専用住宅に処理対象人員20人槽以下の合併処理浄化槽を設置し、適切な維持管理を行った者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項による設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項による確認を受けずに合併処理浄化槽を設置した者
- (2) 同一年度内に維持管理をしていない者
- (3) 法定検査で不適正と判断され、その後改善をしていない者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、合併処理浄化槽の維持管理に要した費用の額とし、人槽区分にかかわらず、一の合併処理浄化槽につき3万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、合併処理浄化槽維持管理費補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。この場合において、交付申請を行おうとする年度の前年度に維持管理を実施し、当該前年度に補助金の交付を受けていないときは、補助金の交付申請を行うことができる。

- (1) 保守点検、清掃及び法定検査の支払証明書の写し
- (2) 法定検査を受検し、不適正でないことを証明する法定検査結果書の写し(不適正の場合は、当該不適正の改善が証明できる書類の写し)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては、合併処理浄化槽維持管理費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないと決定した者に対しては、合併処理浄化槽維持管理費補助金不交付通知書(様式第3号)によりそれぞれ通知する。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をした者(以下「補助対象者」という。)からの合併処理浄化槽維持管理費補助金交付請求書(様式第4号。以下「請求書」という。)による請求に基づき、補助金を交付す

る。

- 2 **前項**の規定にかかわらず、補助対象者に代わり補助金の請求権及び受領権の委任を受けた者に対し、請求書による請求に基づき、補助金を交付することができる。

(交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、補助対象者が**次の各号**のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金を交付した場合にあっては、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付条件に違反したとき。
- (その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示は、平成22年4月1日以後に実施された合併処理浄化槽の維持管理について適用する。
- 3 **第5条**の規定にかかわらず、平成28年10月1日から平成29年3月31日までの間において、法定検査を受検し、及び市が法定検査費用を支払った者に対する補助金の額は、3万円から法定検査費用を控除した額を限度とする。
- 4 **第6条第1号**の規定にかかわらず、平成28年10月1日から平成29年3月31日までの間において、法定検査を受検し、及び市が法定検査費用を支払った者については、法定検査の支払証明書の写しの添付を要しない。

附 則(平成23年告示第35号)

この告示は、平成23年3月1日から施行し、改正後の三豊市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成24年告示第28号)

この告示は、平成24年2月1日から施行し、改正後の三豊市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成24年告示第92号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前に実施された合併処理浄化槽の維持管理に係る補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(平成27年告示第196号)

この告示は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成28年告示第253号)

この告示は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成29年告示第104号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成30年告示第250号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の三豊市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付要綱様式第4号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和4年告示第37号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

合併処理浄化槽維持管理費補助金交付申請書

年 月 日

三豊市長 様

申請者 住所 _____
氏名 _____
電話番号 ー ー _____

合併処理浄化槽維持管理費補助金の交付を受けたいので、三豊市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 設置場所 三豊市 町
- 2 交付申請額 金 _____ 円
- 3 添付書類
 - (1) 保守点検、清掃及び法定検査の支払証明書の写し
 - (2) 法定検査を受検し、不適正でないことを証明する法定検査結果書の写し(不適正の場合は、当該不適正の改善が証明できる書類の写し)
 - (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

三豊市長



合併処理浄化槽維持管理費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった合併処理浄化槽維持管理費補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので、三豊市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1. 交付金額 金 円

2. 支払予定日 年 月 日

様式第3号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

合併処理浄化槽維持管理費補助金不交付通知書

三豊市長

印

年 月 日付で申請のあった合併処理浄化槽維持管理費補助金については、下記の理由により不交付とする。

記

(理由)

三豊市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付要綱第4条第 号の規定により

のため。

様式第4号(第8条関係)

合併処理浄化槽維持管理費補助金交付請求書

年 月 日

三豊市長 様

請求者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた合併処理浄化槽維持管理費補助金について、三豊市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

振込先

金融機関名		本支店名等	
種 別			
(フリガナ)			
口座名義人			
口座番号			

※ 請求者と受領者が委任により異なる場合は、受領権限についての委任状を添付してください。